

お知らせ

2020年4月17日
東北電力株式会社
東北電力ネットワーク株式会社

電気事業法第106条第3項に基づく報告について

東北電力株式会社および東北電力ネットワーク株式会社は、関西電力株式会社（以下、「関西電力」）の役職員による金品受領等の事案に関連し、2020年4月6日、経済産業省より、関西電力と類似する事案の有無の調査・報告等を電力各社に求める「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」を受領しておりましたが、本日、関西電力と類似する事案は確認されなかった旨の報告内容を取りまとめ、別紙のとおり経済産業省に報告いたしました。

東北電力株式会社および東北電力ネットワーク株式会社といたしましては、企業倫理・法令遵守はすべての事業活動の前提であると考えており、引き続きコンプライアンスのさらなる徹底に向けた弛みない取り組みを継続してまいります。

以上

(別紙)

- 資料1 電気事業法第106条第3項に基づく報告について（東北電力株式会社）
- 資料2 電気事業法第106条第3項に基づく報告について（東北電力ネットワーク株式会社）